

第三次男女共同参画基本計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十月十九日

山谷えり子

参議院議長 西岡武夫殿

第三次男女共同参画基本計画に関する質問主意書

菅総理大臣は本年十月一日の衆参両院本会議での所信表明演説で、「働く女性を応援し、男女共同参画を推進します」と述べている。男女が個性と能力を発揮し、機会の平等が与えられる社会の形成は重要であると考え、現在進められている第三次男女共同参画基本計画（以下「第三次基本計画」という。）の策定作業では、その手続きに問題があり、また、内容面でも、ある一定の思想や観念によるものと思われる記述が随所に盛り込まれているように思われる。

そこで、次の事項について質問する。

- 一 平成二十一年十一月二十六日の男女共同参画会議で配付された「第三次基本計画策定のスケジュール（案）」では、今春のパブリックコメントに続き、今秋にも、同会議からの答申をうけた第三次基本計画案の取りまとめに際し、パブリックコメントを予定していた。しかし、本年七月二十三日の同会議で配付されたスケジュールでは、今秋のパブリックコメントをすることなく年内に第三次基本計画を閣議決定するとされている。パブリックコメントは、広く国民から意見や情報を得る重要な機会であると考え、この機会を取りやめとした理由を示されたい。

二 今春に実施したパブリックコメントで寄せられた約一万三千件の約三十パーセントにあたる約四千件が、選択的夫婦別姓問題について記載されている第二分野に集中しており、第六十回「男女共同参画会議基本問題・計画専門調査会」の議事録を見ても、同会議の事務局が「選択的夫婦別姓の法制化反対とか、男女の違いを尊重すべきではないか、専業主婦の立場から特定の生き方を押しつけるものではないかという御意見が特に多かった分野です」と述べている。それにもかかわらず、その後の「第三次男女共同参画基本計画策定に当たつての基本的な考え方（答申）」（以下「答申」という。）には、それら多くの意見が反映されていないばかりか、同会議では検討すら行われていない。パブリックコメントの役割について、政府の考えを示されたい。また、それらの意見を反映せずに答申作成に至った理由について説明されたい。

三 答申では、「国際規範に履行義務がある」と述べており、履行義務がある女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ「民法改正が必要」との踏み込んだ記述がなされている。しかし、平成二十一年一月十三日に閣議決定された、谷岡郁子参議院議員提出の質問主意書に対する答弁書（内閣参質一七一第一号）では、国際規範の勧告への履行義務はないとしている。答申に書かれている履行義務は、政府見解と異なり、国

民に混乱を生じさせる可能性があるため削除すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 第二次基本計画では、「人工妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから、それらに反し中絶の自由を認めるものではない」と明記してあるが、答申では、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるといふ基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている」と記述されている。わが国の法律では、人工妊娠中絶は禁止されており、答申の記述は日本における「リプロダクティブ・ヘルス」の解釈を逸脱するものと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 答申では、「「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の考え方が認識されてこなかった」とあるが、この場合の「ライツ」とは、中絶を権利として捉え、胎児の生命権を認めないことを意味するとして、国際社会では異論がある。それ故、第二次基本計画では、そういう意味での「ライツ」の表現はしていない。どのような経緯で、この表現が答申に記述されることとなったのか示されたい。

六 答申では、「人工妊娠中絶・生殖補助医療に関する法制度について、多様な国民の意見を踏まえた上で検討が行われる必要がある」と記載されているが、どういう経緯で人工妊娠中絶等の法改正に言及することとなったのか、説明されたい。

七 子宮頸がんの予防についてはこれまでの基本計画には記述されていなかったが、今回答申にこの施策が入った経緯について示されたい。

八 答申には、「固定的性別役割分担意識」という言葉が多用されており、「固定的性別役割分担意識の解消」が各分野の施策としてあげられている。

第二次基本計画では、「「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる」と記されているが、「固定的性別役割分担意識の解消」とは、男らしさ、女らしさや性差を否定する「ジェンダー・フリー」という用語と同様の意味で用いられるものなのか、説明されたい。

九 答申では、「家事、育児、介護、ボランティア活動などの無償労働の把握」を行うと記述されている

が、これはどういう目的でこういうことを行うのか、示されたい。

また、家事、育児、介護は無償労働であると考えなのか、政府の見解を示されたい。

十 答申では、「女性は家庭を守る又は家計の補助的に働くという固定的性別役割分担意識が女性にも残っている」とされているが、家庭を守ることを自ら選択し、生きがいとしている多くの女性がいるにもかかわらず、そのような生き方を否定しているようにもとれる。また、このような表記では、「主婦」という生き方を選択する女性への支援や配慮に欠けると感じるが、政府の考えを示されたい。

十一 家族は社会の基礎単位であり、家族を守る政策を推し進めることは重要である。

しかしながら、答申に、「配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討」や「世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行」が記述されているのは、家族を守る政策の重要性を理解していないのではないか。

「世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行」を進める政策を実行していけば、家族の解体にもつながっていくと考えるが、政府の考えを示されたい。また、家族を守る政策について、政府の考えを示されたい。

十二 子ども手当が来年度も一万三千円（月額）であるなら、年少扶養控除の廃止により、三歳未満児をもつ年収七百万円未満の三人世帯では、むしろ負担増になるとの試算がある。これは、政府による「世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行」の先行実施といえるのではないか。年少扶養控除廃止の理由、哲学を示されたい。

十三 答申には、「「ジェンダー予算」の実現に向けた調査研究を行う」と記されているが、これは何を意味するのか。また、男女共同参画会議でどのような議論があつてこれを記述することとなつたのか、経緯についても説明されたい。

十四 答申には、「性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要である」とあるが、男女共同参画会議でどのような議論がなされこのような記述を盛り込んだのか、経緯を示されたい。

また、異性愛は「性的指向」なのか、政府の考えを示されたい。さらに、異性愛を理由として困難な状況に置かれている場合に人権尊重の観点からの配慮が必要とは、どういう意味なのか、具体的に示された

い。

右質問する。